



かけはし

はじめに

新年明けましておめでとうございます。1月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、公的年金等の源泉徴収票の送付に関する内容や、令和4年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の送付に関する内容のほか、口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨について掲載しています。

また、障害年金講座では、令和4年12月から開始した新たな取組として、障害状態確認届（診断書）の窓口交付様式の作成と障害基礎年金請求書の記入方法の説明動画について掲載しています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 理事長の挨拶	p.2
■ 機構からの連絡	p.4
・ 各種取組事業のスケジュールについて	
・ 令和4年分公的年金等の源泉徴収票を送付します	
・ e-Taxでの確定申告が簡単に利用できるように、公的年金等の源泉徴収票の電子送付を開始しました	
・ 令和4年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付します	
・ 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います	
・ 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について	
・ 【日本年金機構ホームページ】外国人や海外在住者向けの掲載情報を改善しました	
・ 島根県知事への感謝状贈呈	
・ 全国都市国民年金協議会からの要望に対する回答	
■ 障害年金講座	p.33
■ 広報の広場	p.35
■ 地域の独自情報	p.36
■ 編集後記	p.36



市区町村職員の皆様へ ～新年ご挨拶～

日本年金機構 理事長 水島藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には日頃より国民年金事業の円滑な推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村におきまして、納付案内等きめ細やかな対応を行っていただいたことにより安定的な運営がなされてきたところです。

その結果、国民年金保険料の令和3年度の現年度納付率は73.9%、最終納付率は78.0%となり、現年度納付率は10年連続、最終納付率は9年連続の上昇を達成しました。

これもひとえに、市区町村職員の皆様方のお力添えの賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の現年度納付率の上昇の要因ですが、コロナ禍のなかにありながら、納付の実績によるところが大きくなっています。免除の寄与よりも大きく、特に、20歳到達前後に対策を講じたことによる若年者の納付が寄与しており、非常に良い傾向にあります。今後も安定的な上昇を図り、低年金者・無年金者の発生を防止し将来の受給権をしっかりと確保していくため、国民年金事業等の基幹業務をより一層強化・充実させてまいります。

また、令和5年度は、令和2年度以来3年振りに男女ともに特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達し、相談件数及び請求件数が増加する見込みであります。そのため、来年度に向けて、年金事務所のお客さま相談室の相談ブースの増設、窓口相談及び審査担当職員の増員等の体制強化の検討を進めておりますが、市区町村の相談窓口にもお客さまが増加する可能性がございますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方、かねてより当機構ではオンラインビジネスモデルの推進を重点取組施策の一つに位置付けております。個人向けサービスとして、すでに保険料の免除申請ではマイナポータルを活用した簡易な電子申請を可能とするサービスを開始しておりますが、今後は納付書のバーコードをスマートフォンで読み込みキャッシュレス納付できるサービスを開始いたします。通知に関しても「社会保険料控除証明書」に加え、「公的年金源泉徴収票」の電子送付も開始いたしました。今後は、納付書を使わない場合でも納付できる仕組みや口座振替の電子申請等についても検討してまいります。

また、昨年は市区町村職員の皆様に向けた研修等の実施についてもオンライン化を実現いたしました。これにより、非対面で効率的に研修を受講することが可能となり、受講機会を拡大できたのではないかと考えております。あわせて研修資料の充実も図っておりますので、今後は対面で行う研修と併用して、年金事務の知識の習得にご活用いただけますと幸いです。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民の皆様のサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を一層深めつつ、協働して事業にあたる必要不可欠であると考えております。

当機構の役職員一人ひとりが、地域住民の皆様のニーズをしっかりと把握し、年金実務のプロとしての自覚・矜持・気概をもって、市区町村職員の皆様方とともに日々の職務に当たってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様の年金権確保に向けた国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力をお願いするとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和5年1月から令和5年3月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和5年 1月

■ (定例) 源泉徴収票の発送

→ 詳細は、本誌5～6頁をご確認ください。

■ (定例) 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨の送付

→ 詳細は、本誌16～18頁をご確認ください。

令和5年 2月

■ (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付

→ 詳細は、本誌11～15頁をご確認ください。

■ (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付

■ (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

→ 詳細は、本誌19～21頁をご確認ください。

令和5年 3月

■ (定例) 年末収納対策用納付書の送付

◆ 源泉徴収票の送付

令和4年分公的年金等の源泉徴収票を令和5年1月7日(土)～16日(月)にかけて順次発送しております(郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります)。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、令和4年2月支払分から令和4年12月支払分まで(令和5年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで)の金額を記載した源泉徴収票をお送りしています。

▲ 所得税および復興特別所得税の課税対象ではない障害年金、遺族年金および年金生活者支給付金については、源泉徴収票は送付しません。

◆ 源泉徴収票のレイアウト

源泉徴収票(ハガキ)のレイアウトイメージは、次頁のとおりです。

源泉徴収票の記載内容については、令和3年分からの変更はありませんが、原稿の色を黒色から青色へ変更しています。

◆ 源泉徴収票の電子送付サービス

e-Taxでの確定申告が簡単にできるように、令和5年1月から源泉徴収票の電子送付サービスを開始しました。詳細は7頁をご覧ください。

◆ 源泉徴収票の再交付

令和4年分の源泉徴収票の再交付については、令和5年1月4日(水)から申請を受け付けています。

◆ ご不明な点がある場合

○ 源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問(Q&A)等について

日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載していますので、そちらをご案内ください。

○ 相談チャットについて

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを令和4年12月28日(水)から開設しています。

24時間いつでも対応していますので、ぜひご案内ください。

ホームページをご覧いただいてもご不明な点がある場合には、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)をご案内ください。

なお、「ねんきんネット」(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)から、令和5年1月5日(木)より源泉徴収票の内容確認と再交付申請をすることができます。こちらも併せてご案内ください。

◆令和4年分源泉徴収票レイアウトイメージ

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 (フリガナ)		生年月日		年金の種類		
氏名						
区	分	支払金額		源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円		円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円		円		
所得税法第203条の3第7号適用分		円		円		
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	配偶者	一般	老人	
				人	人	
				16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	
				人	特別 人(人) その他 人	
				非居住者である親族の数 人		
				社会保険料の額 円		
源泉控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	(摘要)			
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分				
	(フリガナ) 氏名	区分				
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分				
	(フリガナ) 氏名	区分				

支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印 10mm

源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。
 「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

音声コード

【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされないため、記載していません。個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。）

※上のマークは音声コードです。
 目の不自由な方にこの通知書に関する情報を音声でご案内するものです。

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

e-Taxでの確定申告が簡単に利用できるように、公的年金等の源泉徴収票の電子送付を開始しました

(未来戦略室)

これまで、公的年金等の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という）については、紙の通知書を郵送し、確定申告に利用いただいていた。

今般、国税庁の提供するe-Taxに取り込むことで、簡単に確定申告ができるように、**源泉徴収票を電子データでマイナポータルに送付するサービス（以下「電子送付サービス」という）を令和5年1月から開始しました。**

- 令和4年分については、源泉徴収票の送付までにマイナポータルから「ねんきんネット」を利用いただいているすべての対象者に紙の通知書と電子データの両方を送付しています。
- 電子データの受け取りに間に合わなかった方も、「ねんきんネット」からの再交付申請により電子データを受け取れます。ただし、受け取りは申請から3～5営業日後になります。（9頁参照）
- なお、令和5年分以降の源泉徴収票の電子データについては、「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を一度行くと、継続して受け取れます。（10頁参照）

※社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子送付サービスについて、「かけはし」第78号において記事を掲載しています。

※源泉徴収票を電子データで受け取るためには、マイナポータルから「ねんきんネット」を利用いただく必要がありますので、ご注意ください。

サービスの開始日

◆ 令和5年1月5日から

ねんきんネットでの再交付申請時に電子送付による受け取りの選択が可能となっています。

◆ 令和5年1月5日から10日の間

令和4年分の源泉徴収票の電子データを送付しています。

受け取った電子データの利用

◆ 電子データで確定申告を行う場合

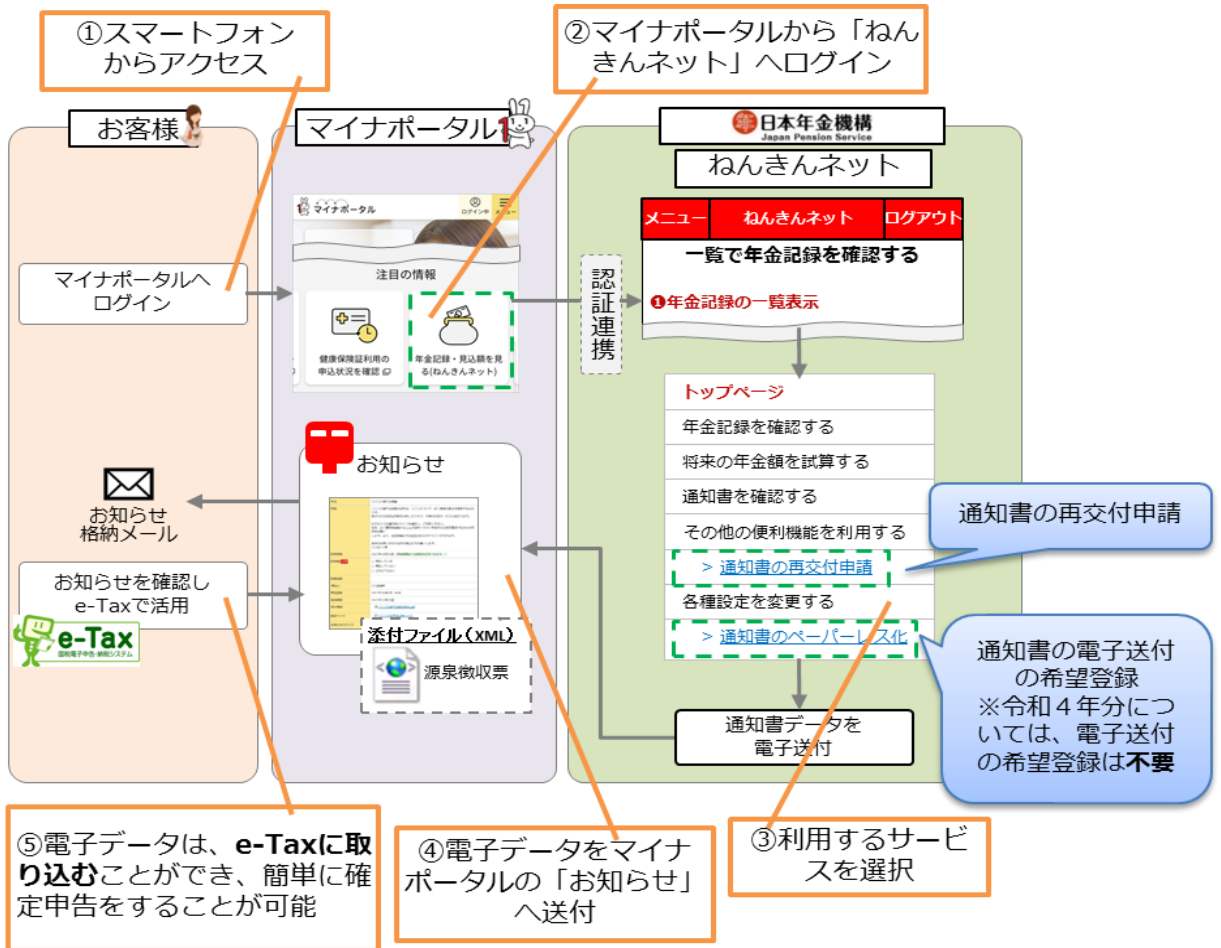
令和5年1月から、e-Taxを利用して確定申告を行う際に、電子データを国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に取り込んで、該当項目を自動入力することができます。

※令和3年分以前の源泉徴収票の電子データは、上記の取り込みができないためご注意ください。

簡単に確定申告ができるようになりますので、是非、市区町村のホームページや広報紙で周知いただくようお願いします。



サービスのイメージ



機構ホームページによる案内

電子送付サービスの詳しい内容は、日本年金機構のホームページに掲載しています。



機構ホームページのトップ画面から説明ページに遷移することができます。説明ページにはリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

※キービジュアルは令和4年12月上旬時点のものです。

紙の源泉徴収票を受け取った後に電子データを受け取る方法

紙の源泉徴収票が届いた方も以下の手順で電子データを受け取ることができます。ただし、受け取りは申請から3～5営業日後になります。

- ① マイナポータルから「ねんきんネット」にログイン。
- ② 「ねんきんネット」のメニューを選択。
- ③ メニューの「その他の便利機能を利用する」から「通知書の再交付申請」を選択。
- ④ 受け取る方法で「電子送付（マイナポータルの「お知らせ」へ送付）」を選択。
※マイナポータルから「ねんきんネット」を利用した場合のみ、「電子送付（マイナポータルの「お知らせ」へ送付）」を選択することができます。

①



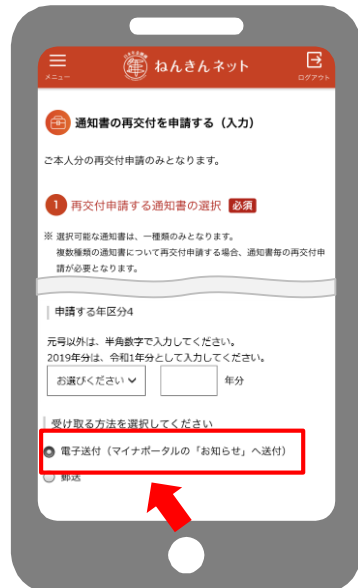
②



③



④



令和5年分以降の源泉徴収票の電子データをマイナポータルで受け取る設定

令和5年分以降の源泉徴収票の電子データを受け取るためには、以下の手順で電子送付の希望登録が必要です。

なお、「電子送付する」を選択した場合、紙の源泉徴収票は郵送しません。

内容については、「ねんきんネット」の「通知書を確認する」からPDFファイルで確認することが可能です。

- ① マイナポータルから「ねんきんネット」にログイン。
- ② 「ねんきんネット」のメニューを選択。
- ③ メニューの「各種設定を変更する」から「通知書のペーパーレス化」を選択。
- ④ 源泉徴収票について、「電子送付する」を選択。

※令和4年分については、源泉徴収票の送付までにマイナポータルから「ねんきんネット」を利用いただいているすべての対象者に電子データを送付します。



令和4年分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します
(特定事業部・国民年金部)

「かけはし」第78号でもお知らせしたとおり、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和5年2月6日(月)に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付する予定です(以下の表の □ ②の対象者です。令和4年10月送付分と対象者が異なりますので、お間違えのないようお気を付けください。)

なお、対象者への控除証明書の電子データの送付は、令和5年1月28日(土)に送付する予定です。電子データの送付に関する情報は「かけはし」第78号の11頁から14頁に掲載していますのでご参照ください。

<控除証明書の送付対象者>

	発送時期	対象者
①	令和4年10月26日(水)から11月上旬にかけて順次	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
②	令和5年2月6日(月)	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)

所得税及び住民税の申告において、令和4年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

具体的な質問に対しては「ねんきん加入者ダイヤル」(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。



「ねんきん加入者ダイヤル」

◆ 電話番号

(ナビダイヤル) 0570-003-004

050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

◆ 受付時間

・月～金曜日 午前8:30～午後7:00

・第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆ 留意事項

➢ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

➢ 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

その他、控除証明書に関する情報は「かけはし」第78号の3頁から10頁に掲載していますのでご参照ください。

令和5年2月発送分の様式は次ページのとおりです。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【2月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合には、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

* 令和5年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

電子データの控除証明書でも確定申告ができます。

- ・マイナンバーカードとマイナンバーカード取得対応のスマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーから個人番号ネットワーク上で控除証明書の電子送付の登録をすることで、マイナンバーで控除証明書の電子送付の登録を取ることができ、
- ・受け取った電子データを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申請書の該当項目に自動入力し、令和5年分の確定申告をすることが出来ます。
- ・詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)



お問い合わせは、『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1. 控除証明書相談チャット（24時間対応）

日本年金機構ホームページでは、控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開発しています。右記の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2022.html>)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
日本年金機構 検索 <https://www.nenkin.go.jp/>

2. ねんきん加入者ダイヤル



050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6630-2525

＜受付時間＞
月～金曜日 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

- ナビダイヤルは、一般の国営電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、他の国営電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかります。
- 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になってしまうケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」
矢印の方向へつづくりはがしをご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

2302_10-24-003

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
-安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします-

- 安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
- 簡単 1度の手続でOK！手数料もかかりません
- 便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
- お得 早割・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早割が利用できます。

早割（当月保険料の当月未引落）は、毎月の保険料が50円割引となります。（※）

口座振替による前納は、もつとお得です。

保険料を前納すると割引があります。

口座振替による割引額と保険料額（※）

前納方法	年度	保険料額（前引額）
口座振替	1年度分	199,080円→194,910円（4,170円割引）
	2年度分	397,320円→381,530円（15,790円割引）
現金及びクレジットカード前付	1年度分	199,080円→195,550円（3,530円割引）
	2年度分	397,320円→382,780円（4,540円割引）

※割引額・前納保険料額は、令和4年度の金額となります。
令和5年度の前納保険料額等については、令和5年2月下旬に告示される予定です。

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

口座振替のお申し込み

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【2月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

- 証明日は、令和5年1月1日です。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
- 再発行について
再発行をご希望の方は、
『ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）』までご連絡ください。
050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6630-2525
<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。
* ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。
ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
* 「03-6630-2525」の番号からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
- ご家族の保険料も控除の対象です。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。
- 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
- 電子データの控除証明書でも確定申告できます。
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーからねんきんネットにログインして控除証明書の電子送付の登録をすると、マイナンバーで控除証明書の電子データを受け取ることができます。受け取った電子データを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書の該当項目に自動入力し、令和4年分の確定申告をすることができます。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)

二次元
コード

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納により納付した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択していただくことになります。

- (1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）
本証明書の「令和4年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。
申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。
また、令和5年に令和5年分と令和6年分をまとめて控除することもできません。
本証明書は、最大3年間使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

〔(2)の例〕各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分（令和4年4月分から令和6年3月分）381,530円を前納した場合	例2 納付書で17か月分（令和4年11月分から令和6年3月分）273,970円を前納した場合
㉠令和4年	(令和4年4月から令和4年12月分までの9か月分) 381,530円×9か月/24か月=143,074円	(令和4年11月から令和4年12月分までの2か月分) 273,970円×2か月/17か月=32,232円
㉡令和5年	(令和5年1月から令和5年12月分までの12か月分) 381,530円×12か月/24か月=190,765円	(令和5年1月から令和5年12月分までの12か月分) 273,970円×12か月/17か月=193,391円
㉢令和6年	(令和6年1月から令和6年3月分までの3か月分) 381,530円 - ㉠ - ㉡ = 47,691円	(令和6年1月から令和6年3月分までの3か月分) 273,970円 - ㉠ - ㉡ = 48,347円

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合

など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合

など

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
 - ・ 国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合

など

口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

(国民年金部)

現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

対象者

下記の2要件に該当する者(※)

1. 口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、未納がない方又は直近3ヶ月のみ未納となっている方
2. 令和4年10月分の保険料を前納により納付している方

※ 令和4年12月中旬に対象者を抽出しています。

発送日

- ◆ 令和5年1月下旬(予定)

発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書
- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書
- ◆ 勧奨用リーフレット

(勧奨用リーフレットの例は、本誌17頁～18頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。

※ 国民年金保険料の前納制度(「2年前納」「1年前納」「6か月前納」)を希望される場合は、**令和5年2月末(必着)まで**に申出書を提出する必要があります。

日本年金機構ホームページへの記載

令和5年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

留意事項

令和4年12月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク！ってご存じでしたか？

なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできるポイントがこんなにあるんだね



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

▼保険料額と前納割引額の目安

【令和4年度額】※1

支払方法 期間	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,590円		99,540円		199,080円		397,320円	
①口座振替前納	16,540円	50円	98,410円	1,130円	194,910円	4,170円	381,530円	15,790円※2
②クレジット前納 納付書前納			98,730円	810円	195,550円	3,530円	382,780円	14,540円※2

※1 令和5年度の保険料額は、令和5年2月下旬に告示される予定です。告示後の保険料額は、下記ホームページでご確認いただけます。

※2 前納を2年にすると、1カ月分の保険料額（16,590円）と同程度の割引が受けられます。

手続き方法

提出書類を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、お送りください。（記入例は裏面にあります。）



①口座振替

での納付をご希望の方

●提出書類

「国民年金保険料口座振替納付申出書」

※イオン銀行以外のインターネット専業銀行（ネット銀行）では口座振替の利用はできません。



②クレジットカード

での納付をご希望の方

●提出書類

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。

同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。

お申し込み期限

●まとめて前払い（前納）の場合

・4月末日からの前納・・・**2月末日必着でお申し込みください。**

「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」

・10月末日からの前納・・・**8月末日必着でお申し込みください。**

「6カ月前納（10月～翌年3月）」

※毎月払いをご希望の場合は、いつでもお申し込みできます。

※お申し込みから口座振替納付が開始されるまで1～2カ月程度、クレジットカード納付は2カ月程度かかる場合があります。

※前納が開始されるまでは、前納割引のない毎月払い（口座振替は翌月末振替、クレジットカードは当月納付）となります。

お申し込み期限を過ぎた場合、次回の前納までの間は毎月払いとなりますのでご注意ください。

記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。

口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

記入後は
返信用封筒
で提出してね



① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認
のうえ、本人の氏名をご記入ください。

② 希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月末振替(早割)」、「6カ月前納」、「2年前納」の順に大きくなります。
(2年前納がもっともお得です)

③ 金融機関への届出印を鮮明にご押印ください。

【ご注意ください】
「国民年金保険料口座振替依頼書(金融機関・ゆうちょ銀行用)」の記入事項を訂正する場合は、必ず訂正印(届出印)をご押印ください。

クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認
のうえ、本人の氏名をご記入ください。

② 希望する納付方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。
(2年前納がもっともお得です)

③ クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。

※被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人名をご記入ください。

④ 本人以外の場合に電話番号をご記入ください。

被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（うら面）

保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が免除・猶予される特別措置も設けられています。詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

なお、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特別制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。



国民年金 免除

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/merip/index.html>

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

2302 1016 004

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	00,000,000 9円 1 2 3 X X X X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	00,000,000 9円 1 2 3 X X X X X X X X X X X X
年度	未納月数	未納金額
X Z9	Z9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	00,000,000 9円 1 2 3 X X X X X X X X X X X X
合計	Z9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	00,000,000 9円 1 2 3 X X X X X X X X X X X X

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

記号	説明
A, B, H, X	納付済
L, R, Y, Z	未納
ア, イ, エ, オ	半額 3/4, 1/4 免除 (未納)
イ, ツ, フ	半額 3/4, 1/4 免除 (納付済)
／	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間
サ	学生納付特別
七	納付猶予
+	第3号納付
DE	産前産後免除
-	納付期間2年経過(注)

(注) 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

- ・ 共有組合に加入していた月数は含んでいません。
- ・ ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

全額納付	国民年金月数				学生納付特別	産前産後免除
	1	2	3	4		
Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99	Z99
厚生年金保険加入月数計	国民年金加入月数計				合計	Z99 1016 004
Z99 9 月	Z99 9 月	Z99 9 月	Z99 9 月	Z99 9 月	Z99 9 月	Z99 9 月

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ・ ご案内の際には、委託事業者および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- ・ 委託事業者の訪問員がお客様の自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- ・ 金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすることはありません。
- ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳、年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

【日本年金機構ホームページ】外国人や海外在住者向けの掲載情報を改善しました (経営企画部広報室)

日本年金機構ホームページでは「日本にお住まいの外国人の皆さま」や「海外にお住まいの日本人の皆さま」にも分かりやすく利用しやすいホームページとなるよう、令和4年12月23日に次の改善を行いました。

外国人向け掲載情報の改善

外国人向けのページである「International」を「外国人のみなさま／International」へと改称しました。また、他ページも日本語と英語を併記した表題に変更しました。



改善前

改善後

海外在住者向け掲載情報の改善

「海外への転出 海外からの転入」ページに新区分「海外在住の皆さま」を設け、海外在住者向けの情報を掲載したページへのリンクを設置したほか、掲載内容も分かりやすいように見直しました。



〔トップページのアイコンの変更〕

変更前

変更後

〔ページ内容の改善〕

ページタイトルに「海外在住の皆さま」を追加

海外への転出 海外からの転入 **海外在住の皆さま**

海外在住者向け情報を追加

- √ 日本から海外への転出
- √ 海外から日本への転入
- √ **海外在住の皆さま**

1. 日本から海外への転出

- ・海外にお住まいの方の日本の年金制度への加入
- ・海外にお住まいの方の年金の請求
- ・海外にお住まいの方の年金の受け取りに関する手続き
- ・海外在住者向けの年金に関する各種お知らせ

島根県知事への感謝状贈呈

(事業推進統括部)

都道府県別の国民年金保険料現年度納付率について、島根県が20年連続で全国第1位という偉業を達成しました。

そこで日本年金機構から島根県民の代表である島根県知事に感謝状を贈呈し、国民年金事業の安定に多大な貢献をいただいていることに謝意をお伝えいたしました。

贈呈式にあたり、水島理事長は「島根県民の皆様には、長年にわたり国民年金制度への深いご理解をいただき、感謝いたします。また、何よりも市町村のご尽力が大きいと感じております。納付率は年金制度の信頼のバロメーター。引き続き、ご協力をお願いしたい。」と述べました。

その後、丸山島根県知事は「県民の皆様の年金制度に対する理解の高さと、きちんと納付しなければならないという意識の表れである。機構と連携して啓発を図っていきたい。」と応じられました。



令和4年11月28日
感謝状贈呈の様子(島根県庁)



左から 水島日本年金機構理事長、丸山島根県知事

令和4年8月、全国都市国民年金協議会から厚生労働省年金局へ「国民年金制度改善についての要望書」が提出されました。これに対し、令和4年12月に厚生労働省年金局から回答が示されましたので、下記のとおり情報提供いたします。

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

要望

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用により、日本年金機構は住民基本台帳の公簿情報の取得が可能となったことに加えて、国民年金にかかる加入や免除の電子申請が開始された。また、新型コロナウイルス感染症の影響による郵送手続きの増加から、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性は減少し、市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

また、日本年金機構の出先窓口を設置するなどにより、年金手続きを市町村の窓口で行う他の手続きと同時に行うことも可能であることから、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の(2)および(3)の事項について早急に対応されたい。

回答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしております。

これについては、市区町村が住民にとって身近な窓口であることや市区町村窓口で行う他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービスの観点からも市区町村側にとって大きな意義があるものと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

今後とも、国民年金業務を円滑に進めるために、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化も進めながら取り組んでいくことが肝要であると考えていますので、引き続きご協力をお願いいたします。



(2) 障害年金事務の窓口一元化

要望

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

このように、市町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という市民の利便性よりも、市民への負担の方が大きいと思われる。

については、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう要望する。

回答

障害基礎年金の年金請求書の提出先については、年金受給者の方にとっての利便性の確保の観点から地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしているところですが、

障害基礎年金の請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、窓口業務の円滑な実施を支援するための資料（障害基礎年金お手続きガイドや障害基礎年金ハンドブックなど）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で運営するとともに、市町村向け情報誌「かけはし」において、窓口業務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載しているところですが、窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市町村からのご照会やご要望も踏まえ、さらなる内容の充実に努めてまいります。

形式審査以外の不備による書類の返戻につきましては、

- ・文書ではなく対面の相談を希望される方も相当数いらっしゃると思われ、
- ・障害をお持ちの方の立場に立ち、できるだけきめ細かな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしているところですが、市町村担当者や請求者の方が、その内容をよく理解できるよう、わかりやすい説明に努めてまいります。

また、日本年金機構では、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方へのサポートとして「市区町村専用ヘルプデスク」を設置し、当該ヘルプデスクにおいて初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応しております。

このような取組みにより手続きが円滑に進むよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、市区町村と国（厚生労働省年金局及び地方厚生（支）局）及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考えておりますので、引き続きご協力を宜しくお願いいたします。

(3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入

要
望

現在、市町村では実情にあった窓口業務の見直しが急速に進められているが、死亡に伴う年金手続きや年金の受給相談については、市町村だけでは対応出来ないことが多く、その場合は年金事務所を案内しているが、結局は必要な書類を入手するために、再度、市町村の窓口に来庁されることが多い。

そのため、一元化を図るにあたっては、住民サービスや利便性確保の観点から、市町村の希望により庁舎等にテレビ電話等を利用して年金事務所と遠隔相談が行える環境を整備していただくよう要望する。

回
答

日本年金機構では、年金事務所が設置されていない地域や遠隔地及び離島地域を対象に、出張相談を行っています。また、出張相談回数の多い離島地域を対象にテレビ電話相談を設置してきたところです。

なお、一般的に必要な書類などのご相談は、その場で「ねんきんダイヤル」をご案内いただいているケースもあると承知しておりますが、日本年金機構ホームページに、書類の記載方法を説明した動画、お客様からの問合せに応じるチャットボットを順次掲載・開設し、わかりやすい情報の提供を進めてまいります。

また、窓口サービスの一層の向上を図るため、各種パンフレットや市町村国民年金事務サポートツールの内容の充実にも努めてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。



2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

要
望

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、依然として全額交付されず超過負担が発生している状況である。

については、国民年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

回
答

国民年金等事務費交付金については、これまでも市町村の超過負担が解消されるようご要望いただいているところであり、事務費交付金をより適切に交付できるよう、引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、市町村における国民年金事務に係る負担軽減のため、必要な検討を行ってまいります。

(2) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

要望

国民年金事務費等交付金については、市町村の作業期間を延ばすための見直しは、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および令和2年度において効果が見られなかった作業期間の改善を早急に図るよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

さらに、事務費交付金の算定については、特に協力・連携事務の相談業務についてどこまで法定受託事務であり、どこからが協力・連携事務になるのかが非常にわかりづらく、この区分に係る事務負担が非常に大きい。法定受託事務及び協力・連携事務のそれぞれの範囲について、より詳細に示した資料等を提供するなど基準や事例を明示するよう要望する。

回答

国民年金等事務費交付金に係る申請等業務の簡素化については、これまでもご要望をいただいているところです。このため、令和2年度の決算審査事務より、様式への公印省略や電子媒体による報告等、事務の簡素化を図りました。引き続き市町村の事務負担の軽減、作業期間確保に努めてまいります。

また、実態調査や算定方法の見直し等の際には、速やかに情報提供できるよう努めてまいります。

相談業務の区分については、相談の内容から判断して法定受託事務となる相談以外は、協力・連携に区分していただきますようお願いいたします。詳細資料の提供については、範囲の詳細をお示しすることにより却って市町村の申請事務負担が増加する恐れがあると考えますので、判断に迷うものがございましたら地方厚生局へ照会いただくようお願いいたします。

(3) 標準化システムの導入について

要望

国民年金業務にかかる標準化システムへの移行にあたり、市町村のシステム運用の実態によって、様々な課題が生じることが予想されるため、課題への対応期間を考慮したスケジュールを策定し、財源面も含めた対応環境の整備について、国が主導のもと支援すること。

また、標準化の実効性を高める観点からも、市町村の実情や交付金事務にかかる事務作業の負担軽減などを踏まえ、市町村の意見を丁寧に聴取しながら推進すること。

回答

標準化システムへの移行にあたっては、市町村、システム開発事業者等の関係者が参画する研究会における議論、全市町村を対象に実施した意見照会を踏まえ、国民年金システム標準仕様書を本年8月末に策定し、公表したところです。

国における財政上の措置としては、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を造成しています。この基金は、現行システムから標準仕様書に準拠したシステムへの移行に要する経費を補助の対象としています。

今後、標準仕様書の見直しが必要な場合は、研究会を開催して検討を行い、その検討状況は厚生労働省ホームページに掲載するとともに、検討結果に関する意見照会、その都度、全市町村を対象に行います。意見照会でいただいたご意見やご要望を踏まえ、標準仕様書を改訂してまいります。

現在、令和5年3月の改訂に向けた検討を進めているところです。市町村向けの意見照会は、令和5年1月の実施を予定しています。意見照会にあたっては、市町村の負担とならないよう容易な回答ができるように工夫をし、多くの市町村からの意見を聞き取るよう努めます。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

要望

令和元年10月から20歳到達時の本人による加入手続きが原則不要になったことと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更届についても、必要に応じて法改正を検討のうえ、事業主からの資格喪失届をもって種別変更処理を行うなど、本人手続きの簡略化を図るよう要望する。

回答

60歳未満の第2号被保険者の資格喪失や当該資格喪失に伴う第3号被保険者にかかる第1号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構において、対象の方へ加入手続きの勧奨状を送付し、その後手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施しております。

まずは国民年金法第12条の規定に基づき、被保険者から加入手続きを行っていただくことが前提になるものと考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

要望

年金生活者支援給付金制度における所得等の審査事務について、国保中央会ルートで市町村が情報提供する時点と、日本年金機構が情報連携で情報取得する時点が異なるため、把握方法の違いによって、判定結果が変わるケースが生じている。

公平性を確保し、精度の高い審査を行うためにも、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構がマイナンバーを利用した情報連携により情報取得する方法に切り替えるよう要望する。

回答

所得情報等については、国保中央会ルートを基本としつつ、マイナンバー情報連携等も利用しながら提供いただいているところですが、機構及び市町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、それぞれの方法において実務上できる限り新しい所得情報等が入手できるよう、時点を整理しています。

また、給付金の支給対象者全てについて、マイナンバー情報連携を活用して所得情報等を取得することは、現状では機構のシステム及び情報提供ネットワークシステムや中間サーバー等の処理能力などの制約があることから、引き続き国保中央会ルートにより所得情報等を提供いただく必要があります。ご提案のような方法につきましては、今後の事務処理の参考とさせていただきます、所得情報等の取得に係る事務処理においてより高い公平性・効率性を確保できるよう努めてまいります。

(3) 海外任意加入の手続の簡略化

要望

国民年金法施行規則第71条により、国民年金第一号被保険者が海外転出し、同月内に任意加入被保険者となる場合等であって、引き続き同一口座から口座振替による納付を行う旨の申出があった場合は、預金口座の番号等の記入を省略できるとされているが、被保険者においては、国民年金第一号被保険者が海外転出し、同月内に任意加入被保険者となる場合等においては、引き続き従前の納付方法を希望する機会が多いため、申出があったときではなく、他の納付方法を希望する申出がなかったときには、従前の納付方法とする規定に改正するよう要望する。

また、同規則第71条の2においても第71条と同様の規定に改正するよう要望する。

回答

本件は保険料の納付に係るものであり、個人の資産の中から金銭を徴収する方法に係るものであることから、お客様に利用可能な納付方法を十分ご理解いただいたうえで、現金納付、口座振替、クレジットカードといった様々な納付方法の中から、ご自身でご選択いただくことが重要です。このため、引き続き利用していた口座による振替を希望することを申し出いただくが適切と考えますが、お客様の手続きが簡便となる方策については引き続き検討してまいります。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

要望

障害年金請求者向けの電話相談については、現在、一般の年金相談と合わせて、「ねんきんダイヤル」や年金事務所に対応しているが、電話が繋がらないため、市町村への問い合わせが増加し、業務を圧迫している。また、電話がようやくつながっても、回答が得られるのに更に時間がかかることも多く、お客様を長い時間待たせるケースもある。一方で市町村が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切で説明精度も高いと感じられる。

については、請求者の負担軽減の観点から、住民向け障害年金ヘルプデスクの設置を要望する。

回答

年金請求者からの障害年金に関する一般的な電話相談については、老齢年金、遺族年金に関する相談と同様に、ねんきんダイヤルや年金事務所に対応しているところですが、チャットボットの拡充や機構ホームページのお客様向けQ & Aの充実を図り応答率の向上に努めるとともに、オペレーターへの研修を強化することで応答品質の向上を図っているところです。

また、個別の障害年金請求者からの相談については、市区町村や年金事務所の窓口において、初診日や診断書に関する事項、納付要件などを個別に確認しながら対応する必要があると考えており、現在、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方へのサポートとして、障害年金センターの「市区町村専用ヘルプデスク」において対応しているところです。

なお、障害年金の個別相談の中には、高度な専門知識を要する年金相談も見受けられますので、ご指摘も踏まえ、障害年金の相談体制の充実に向けて、引き続き検討していきたいと考えています。

(2) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応

要望

年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話が繋がらないことについては、これまでも、繰り返し要望してきたが、依然として状況が改善されていない。コロナ禍において、年金事務所では電話や郵便での対応を求めているにも関わらず、住民からも「年金事務所に電話が繋がらない」との苦情が多々寄せられ、その対応に時間が割かれている状況である。また、市町村から年金事務所へ記録等の確認をするために電話をしても繋がらず、ようやく繋がっても、回答をもらうまでに時間がかかることも多く、長時間窓口で住民を待たせてしまう。

また、年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構において、電話回線の増設及び電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

特に、給付業務については、お客様相談室の市町村専用電話番号の設置や、市町村向けねんきんダイヤルでの詳しい知識を持った職員の配置などの対応を要望する。

回答

お客様からの年金事務所への電話によるお問い合わせについては、IVRの機能を活用し、コールセンターにおいても対応できるようにしており、機構全体として円滑に電話対応が行えるよう協力連携体制の強化に努めております。令和3年度のコールセンタ全体の応答率は、70%以上となっておりますが、引き続き応答率の向上に努めてまいりますので、住民の皆様にも、コールセンターの活用をご案内いただくようお願いいたします。

なお、市区町村からの年金記録に関するお問い合わせにつきましては、ねんきん加入者ダイヤルでも対応しているほか、当機構から貸与している「ウィンドマシン(WM)」により確認することができ、WMでは受給者情報も確認することが可能です。引き続き、マニュアルの充実等に努めてまいりますので、WMを積極にご活用いただきますようお願いいたします。

日本年金機構では、お客様の個人情報を電子メールで取り扱うことはできませんので、市区町村に対しお客様から電子メールによる相談があり、対応に苦慮する場合には、年金事務所及びコールセンターをご案内いただきますようお願いいたします。電子メールや類似システムを用いた相談対応につきましては、日本年金機構では全国民の膨大な個人情報を有しており、お客様の個人情報保護に関しては、近年の状況を踏まえ厳格に対応すべきと考えております。お客様が安全にお問い合わせいただけるインターネット環境の構築に向けては、政府共通インフラの活用をベースに、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)とも協議しつつデジタル化の検討を進めてまいります。

また、市区町村における年金給付に関するお客様への相談対応につきましては、引き続き、市区町村職員向け研修の充実等により、必要な情報提供に努めてまいります。

(3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

要望

マイナンバーを利用した情報連携を積極的に活用することで、今以上に被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減が見込まれることから、情報連携による情報取得が本格運用されていない事務においても、早期に情報連携を活用するよう要望する。

また、現在、国民年金保険料の特例免除に必要な雇用保険情報についても、本格実施ではないものの、日本年金機構において、情報連携による利用が開始されているが、特例免除の審査において、情報連携で取得した雇用保険情報のみでのシステムに依存した審査が行われ、本人が記載した申請書の内容や資格記録との整合性が取れておらず、窓口での説明内容と結果との齟齬からトラブルが発生した事例もある。

については、情報連携による事務処理やシステム設計においては、十分な制度理解と検証作業を行ったうえで本格実施されるようあわせて要望する。

回答

マイナンバーを利用した情報連携については、被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減を目的に、段階的な活用範囲の拡大や事務処理手順の改善をしており、令和3年度から、国民年金保険料継続免除申請の業務において、所得情報等の情報照会を本格的に運用開始しました。

また、令和4年10月31日からは、年金受取口座に公金受取口座の利用を希望するお客様について、公金受取口座の情報照会を開始するとともに、戸籍情報の情報照会（令和5年度実施予定）への準備を進めています。

なお、特例免除における雇用保険情報の活用については、現在、試行運用を続けているところですが、本格実施に向け円滑な処理に努めてまいります。

今後、当該事務の検討を進めるとともに、被保険者の利便性向上や事務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーを利用した情報連携の積極的な活用を進めてまいります。

(4) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

要望

日本年金機構の事務処理体制については、住民及び市町村への誤った案内や確認不足により、住民からの苦情が発生し、その対応に大変苦慮している。

例えば、既に海外へ転出し国内に住所が無いにもかかわらず、第1号被保険者として職権適用したり、20歳到達者に対して、海外転出者・死亡者等を考慮せず誕生日のみで該当者を抽出したことで発出された通知を同住所に居住する親族などが受け取り、苦情の原因となっている。職権適用を行う場合には、直近の住民情報の確認を徹底するよう要望する。

また特に、給付関係の電話による問合せの際、誤った回答や本来、年金事務所すべき手続きを誤って市町村へ案内するなどが頻繁に発生しているため、年金事務所職員のスキル向上を引き続き強く要望する。

回答

日頃より、日本年金機構の実施する事務についてご理解・ご協力を賜るとともに、当該事務に関するお客様からの照会・相談にご対応いただいていることにつきまして、厚く御礼申し上げます。お客様からのご意見を真摯に受け止めてまいりますので、引き続き密な連携を図れるようよろしくお願いいたします。

国民年金第1号被保険者に係る職権適用については、これまでは、地方公共団体情報システム機構より海外に転出又は海外から転入された方の情報の提供を受けていませんでしたが、当該情報の提供を受けることが可能となったことから、現在、海外に転出された方等を早期に把握する仕組みについて検討を進めております。

年金相談及び年金給付関係の届書受付については、個々の事案の内容を確認した上での確かな回答を行えるよう努めているところですが、引き続き職場内研修等により年金事務所職員のスキル向上を図るとともに、マニュアルの遵守を徹底してまいります。

(5) 65歳到達時の選択申出書について

要望

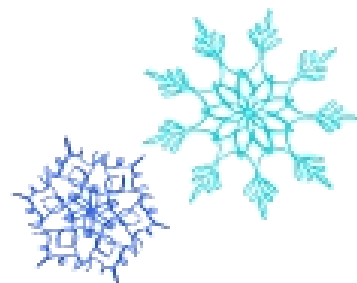
65歳前に障害年金等の給付を受けている方の65歳到達時の選択申出書について、案内不足により未提出となり年金が一時停止とならないよう、繰下げ意思確認のハガキ送付時に選択申出書の様式を同封するか、選択申出書の提出が必要であることを強調した案内を送付することを要望する。

回答

65歳前に障害年金等と特別支給の老齢厚生年金の受給権がある方のうち、障害年金等の給付を選択している方についても、65歳到達時の老齢基礎・厚生年金にかかる年金請求書（ハガキ）をお送りしているところです。

この場合、65歳到達後の受給方法として、①引き続き障害年金を受給する方法、②障害年金を支給停止し、老齢基礎・厚生年金を受給する方法、③障害基礎年金と老齢厚生年金を受給する方法があります。

なお、このような方については、選択申出書を提出されるまでの間は、引き続き障害年金を支給することとしています。出来るだけ早く選択申出書を提出していただけるよう、年金請求書（ハガキ）に同封しているリーフレットに、当該ケースに該当する場合は、選択申出書の提出が必要であることを強調するよう検討します。





平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。
毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

さて、今回のテーマは、
・障害状態確認届（診断書）の窓口交付様式
・障害基礎年金請求書の記入方法【動画】
です!

今号では、令和4年12月から開始した新たな取組を2つご紹介します。

1. 障害状態確認届（診断書） 窓口交付様式の作成

(1) 障害状態確認届（診断書）の窓口交付

障害状態確認届（診断書）については、診断書の提出が必要な受給権者に対し、日本年金機構本部から定期的を送付していますが、紛失や破損の相談を受けた際は新規請求用の白紙の診断書をお渡ししておりました。

令和4年12月からは、**窓口交付用の様式**をお渡しできるようになりましたので、お客様が障害状態確認届（診断書）様式の紛失等でお困りの場合は、年金事務所にご相談いただくようにご説明ください。

なお、お客様がお急ぎの場合は、新規請求用の診断書様式をお渡してください。

(2) 窓口交付できる診断書様式

窓口交付できる障害状態確認届（診断書）の様式は以下のとおりです。

- ① 呼吸器疾患の障害用
- ② 循環器疾患の障害用
- ③ 聴力・口腔の障害用
- ④ 眼の障害用
- ⑤ 肢体の障害用
- ⑥ 精神の障害用
- ⑦ 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用
- ⑧ 血液・造血器・その他の障害用

例：①呼吸器疾患の障害用▼

既に新規請求用の診断書に記載してお持ちになった場合も、そのまま審査に使用できますので、基礎年金番号が確認できる書類と一緒に日本年金機構へ提出するように説明してください。

なお、上記の様式は障害状態確認届（診断書）専用ですので、額改定請求書を提出希望のお客様には、従来のとおり新規請求用の診断書様式をお渡してください。

2. 障害基礎年金請求書の記入方法【動画】

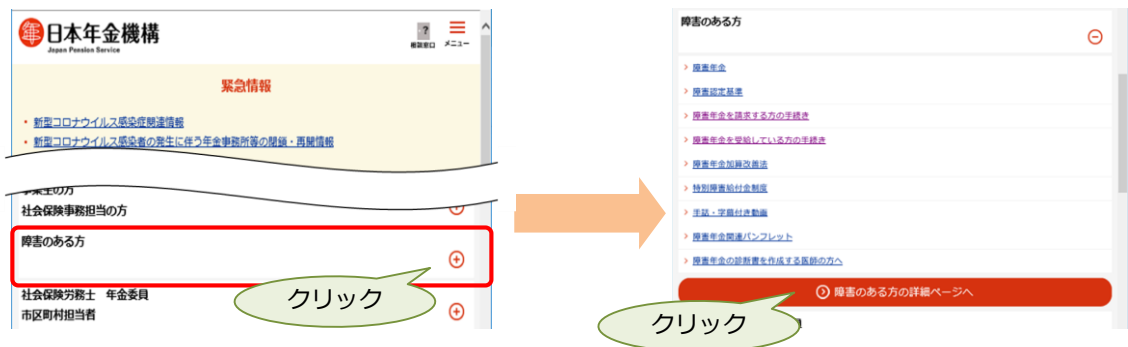
日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に、「障害基礎年金請求書の記入方法について」の説明動画が新たに掲載されました。

お客様が障害基礎年金の請求をする際に、より分かりやすく記入できるように作成したものです。お客様から年金請求書の記入方法等についてお問い合わせがありました時は、活用していただくようご案内してください。

また、窓口で記入方法等をご説明する職員の方にも、参考にいただければ幸いです。

◆ 掲載場所（スマートフォンでアクセスした場合）

- ① トップページにある「障害のある方」を選べると、右側の画面に変わります。次に、下段にある **障害のある方の詳細ページへ** を選びます。



- ② 動画やパンフレットの箇所にある、「【動画】障害基礎年金請求書の記入方法について」を選びます。



☆動画視聴時☆

【全体版】を選んで手続きの流れを確認するのも良いですが、【分割版】を選んで確認したい部分の説明を見ていただくこともおすすめします。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年4月分から令和5年3月分までの保険料は、月額16,590円です。

保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方※の財産が差し押さえられる場合がありますので、納付期限までに納付をお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料の「口座振替」申込方法

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関・郵便局の窓口へ提出してください。

保険料の納付期限は翌月末です。口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。口座振替申出の開始時期等は、手続き完了後に通知します。通知が届くまでの間は、納付書を大切に保管してください。

※「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。

国民年金保険料の「クレジットカード納付」

保険料の納め忘れ防止に、クレジットカード納付をご利用ください。

ご利用には「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」の提出が必要となります。お近くの年金事務所（※街角の年金相談センターではお手続きできません。）の窓口へ提出してください。また、郵送による手続きも行っております。

国民年金保険料のお支払いに利用できるクレジットカードは、次のいずれかの国際ブランドのマークが付いたクレジットカードです。

<支払いに使用可能なカード>

VISA、MasterCard、ダイナースクラブ、JCB、アメリカンエキスプレス

※カード利用について必ずしもポイントが付与されるわけではないので、ポイントの付与についてはカード会社にお問い合わせください。

地域の独自情報

編集後記

近頃、友人や親戚に年賀状を送ることも無くなり、SNSに「あけましておめでとうございます。」と投稿するのが常となってしまいました。年賀状の準備の必要がなく、また宛先を知らなくても新年の挨拶ができるので、とても便利なのですが、年賀状を書きながら「そういえばこの人は今、元気になっているのかな」と思いをはせる時間が意外と大事だったのかもしれない。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。